

心身障害の種類程度に即応した義務教育形態の研究

—小学校就学の適、不適の考察—

下 田 巧

(全国特殊教育推進連盟)

林 友 三

(東京都立光明養護学校)

I 研究の経過

1. 昭和47年度は、学齢期に達するまでに、就学等に関し、利用した相談機関の実態
2. 昭和48～49年度は、心身障害の種類程度に応じた受入教育機関の実態
3. 昭和50～51年度は、就学猶予者の心身障害の種類程度と特殊教育諸学校に就学している児童との比較
4. 昭和52年度においては、心身障害の程度と家庭環境と教育機関との関連について研究を行ってきた。

II 本年度の研究

- 1 目標 「どの程度の心身障害があれば、小学校への就学が可能であるか」について保護者の希望とその結果について調査研究を行う。
- 2 設定の理由
 - (1) 昭和54年4月より養護学校への就学義務が施行されるに伴い、該当者は養護学校への就学義務を負うことになる。そのために教育委員会の措置と保護者の理解が重要となってくる。
 - (2) 文部省より昭和53年10月に「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」の通達が出されているが、この通達に添って具体的に児童・生徒の心身障害の実態を把握する必要がある。
 - (3) 保護者と教育委員会との間で、特殊教育諸学校への就学措置をめぐって、意見の相

違のある場合があるが、その実態を明らかにする必要がある。

3 研究の方法

- (1) 調査の対象 当相談所へ来所の児童のうち、昭和54年4月1日の小学校(特殊教育諸学校)へ就学適齢のもの33名を対象とした。
- (2) 主な調査内容
本調査の目的が、小学校への就学措置の適否についてであるから、小学校における学級編成(通常の学級、特殊学級)、教育課程、学校管理等を考慮して、次の14項目に関して調査を行った。
用便 食事 視力 聴力 言語 文字 数量 一般理解 遊び 集団参加 多動 医療 健康状態
- (3) 調査の方法

以上の14項目毎に、表1の如く、程度別に段階を設けて、それぞれ記入を行った。本調査表は、特殊教育諸学校への就学措置を行う場合の境界を中心として調査する事として作成した。項目の選定も特に一定の論理に従ったものでなく、小学校における教育の現実から必要と思われるものを選んだものである。

4 調査の結果

- (1) 現在の幼稚園等への入園の状況
幼稚園11名 保育園12名 通園施設7名
なし3名
- (2) 保護者の相談目的
小学校を希望しているが適当であるか?

表1 昭和53年度 就学相談資料（小学校就学）下田，林

| | | I | II | III | IV | V |
|---|------------------|--------------------|------------------------|---------------------|------------------------|----------------|
| 身 辺 処 理 | 用 便 | 教えず 全介助 | 教えるが 介 助 | 大便介助，小便で きる | どうにか1人で できる | 問題なし |
| | 食 事 | 全 介 助 | 大部分介助 | 1 部 介 助 | どうにか1人で できる時間がかかる | 問題なし |
| 通 学 | | 附添者が登下校 必要 | 友だちにつれられ て登下校 | 下校は1人ででき る | どうにか1人で できる | 問題なし |
| 視 力 | | 視力0.1以下 | 視力 0.1~0.3 | 近 視 | — | 問題なし |
| 聴 力 | | 90dB 以上 | 90~50dB | 50~20dB | — | 問題なし |
| 言 語 | | 殆んど反応しない 奇声 | 言語はないがわかっ ているアープー程度 | 単語程度が話せる 対話ができない | 不明瞭ではあるが わかる | どうにか話がで きる |
| 理 解 | 文 字 | 文字は読めない 興味を示さない | 文字に興味を示す | 名前が読める | 五十音が少し読める 自分の名前が書ける | 問題なし |
| | 数 量 | わからない | 3までの具体数が わかる | 10までの具体物が 数えられる | 20まで ” | 1ケタの計算が できる |
| 一 般 | | 全く理解がない | 話しかけると笑う | 禁止がわかる | 簡単なことは判断 できる | 本を読む |
| 行 動 | 遊 び | ほとんど成立し ない | 1人で遊ぶことが 多い | 特定の人とは遊ぶ | どうにか誰とでも 遊べる | 問題はない |
| | 集 参 団 加 | 全く参加できな い | 友だちを意識する が入れない | 特定の小集団には 入れる | 指示によってよう やく参加する | 問題はない |
| 多 動 | | きわめて多動 | 叱るとしばらくは 落ちつける | 特定の指示で落つ ける | 落ちつきがないがど うにかがまんできる | 問題はない |
| 医 療 | | 常時医療が必要 | 医師の指示により 生活 | 定期的に医師の診 断を受ける | — | 特に問題はない |
| 健 状 康 態 | | 病弱で通学が困 難 | 毎日の通学は困難 | 通常の学習は困難 | 身体虚弱である | 特に問題はない |
| 特 に 留 意 す べ き 事 項 | | | | | | |

表2 就学相談項目の各人別状態(昭和53.4~54.2) 下田・林

| 児童 No | 観察 項目 | 用 便 | 食 事 | 通 学 | 視 力 | 聴 力 | 言 語 | 文 字 | 数 量 | 理 解 | 遊 び | 集 団 | 多 動 | 医 療 | 健 康 | 保 護 者 の 希 望 | 相 談 結 果 断 | 判 断 結 果 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------------|-----------------------|------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (保) | V | V | II | | | III | I | II | II | I | II | I | II | II | | | 養 |
| 2 | (幼) | V | V | II | | | IV | I | II | II | I | II | I | III | V | 猶 | | 養 |
| 3 | (無) | V | V | V | | | IV | I | II | II | I | II | I | II | IV | 猶 | 猶→小 | |
| 4 | (保) | IV | IV | II | | | III | III | II | III | I | II | II | V | V | 小 | | 小 |
| 5 | (保) | IV | IV | II | | | II | III | III | IV | II | III | II | V | V | 小 | | 小 |
| 6 | (無) | I | V | II | | | I | I | II | IV | I | II | II | V | V | 小 | | 養 |
| 7 | (幼) | IV | IV | IV | | | IV | IV | III | V | II | III | IV | V | V | 小 | | 小 |
| 8 | (通) | V | IV | IV | | | IV | IV | III | V | II | II | II | V | V | 小 | | 小 |
| 9 | (保) | V | V | IV | | | I | I | II | III | I | III | II | V | V | | | 養 |
| 10 | (保) | V | V | II | | | I | I | I | III | I | III | I | V | V | | | 養 |
| 11 | (幼) | V | V | IV | | IV | I | I | III | IV | III | III | III | V | V | 小 | | 小 |
| 12 | (幼) | V | IV | V | | | I | I | II | IV | II | III | II | V | V | | | 小 |
| 13 | (保) | I | IV | II | | | II | I | II | IV | II | III | II | V | V | 小 | | 養 |
| 14 | (通) | V | IV | V | | | III | I | II | IV | II | III | III | V | IV | 小 | | 小 |
| 15 | (保) | V | IV | IV | | | III | I | II | III | II | III | II | V | V | | | 小 |
| 16 | (通) | I | II | II | | | I | I | I | IV | III | III | V | II | II | 養 | | 養 |
| 17 | (幼) | V | V | IV | | | IV | IV | III | IV | III | III | V | V | V | | | 小 |
| 18 | (通) | II | IV | II | | | I | I | II | III | II | III | V | V | V | 小 | | 養 |
| 19 | (保) | I | II | II | | | I | I | I | II | II | III | V | V | V | 小 | | 養 |
| 20 | (幼) | V | V | IV | | | IV | IV | III | IV | II | III | V | V | V | | | 小 |
| 21 | (幼) | V | V | III | | | I | I | II | II | II | III | II | V | V | 養 | | 養 |
| 22 | (幼) | V | V | IV | | | IV | IV | II | IV | III | III | IV | V | V | 小 | | 小 |
| 23 | (通) | IV | IV | III | | | I | I | II | IV | II | III | V | V | V | 小 | | 養 |
| 24 | (幼) | V | V | IV | III | | IV | IV | III | V | V | V | V | V | V | 小 | | 小 |
| 25 | (保) | IV | IV | II | | | III | III | II | IV | II | III | V | V | V | 小 | | 小 |
| 26 | (無) | IV | IV | II | | | I | I | II | IV | II | III | V | V | V | 小 | | 養 |
| 27 | (保) | V | V | III | | | I | I | II | IV | III | III | III | V | V | | | 小 |
| 28 | (通) | III | V | II | | | I | I | II | IV | II | III | III | V | V | | | 小 |
| 29 | (幼) | V | V | IV | | | III | I | II | IV | III | IV | V | V | V | 小 | | 小 |
| 30 | (保) | V | V | IV | | | IV | I | II | IV | II | III | IV | V | V | 小 | | 小 |
| 31 | (幼) | V | V | IV | | | II | I | I | III | II | III | III | V | V | 小 | | 小 |
| 32 | (保) | IV | IV | II | | | III | I | II | IV | II | III | V | V | V | | | 小 |
| 33 | (保) | V | V | III | | | III | I | I | III | II | II | II | V | V | | | 養 |

15名

養護学校へ希望しているが適当であるか？

3名（盲・ろう学校希望者はない）

どこの学校へ就学したらよいだろうか？

11名

(3) 障害の種類程度

33名各々それぞれに対して、14項目について調査した結果は表2の通りである。

(4) 保護者の希望と相談の結果

① 養護学校を希望の3名は、養護学校が適当と思われた。

② どこへ就学してよいかの11名については養護学校へ4名、小学校へ7名、就学猶予なしと思われ、保護者の理解を得られた。

③ 小学校を希望した15名のうち、希望通り小学校が適当と思われるもの11名、養護学校が適当と思われるもの4名であった。保護者は養護学校への就学を十分理解した。

④ 就学猶予希望の4名については、医療上の問題よりも、生活経験発達上の問題が中心で、養護学校へ就学してもよいのではないと思われた。

5 考察

数年前に比較して、就学前に何等かの教育福祉施設を利用している者が多くなっている。33名の1/2は幼稚園に通っているが、その中で2名は養護学校該当児であり、どこにも通っていない者3名は重複障害で養護学校が適当と思われた。将来、幼児の教育機関が充実することにより、義務教育就学年齢に達する頃には、かなりの発達及び障害の改善が期待される。

保護者が最も不安に思っている事項は、言葉と友達との遊びについてであったが、この事が小学校就学についての不安となっていて理解とか数量の発達については、それほど不安を示さなかった。そのうちに何とかなるというように思っている母親もいたが、小学校の教育課程と学校生活に適應していけるだろ

うかということと、当該児に、どのような教育が必要であろうかという立場に立った就学希望が必要でないかと思われた。

小学校を希望した15名中3名のみは保護者の意に反し、養護学校が適当と判断せざるを得ない結果となったがこれら3名の心身障害の状態は次の如くである。

① 児童番号No.6

○用便（全介助） ○食事（問題なし）

○通学（友だちに連れられて） ○言語

（アザー、ブー程度） ○文字（読めず、書けず） ○数量（3までの具体数がわかる程度） ○理解（簡単な事がわかる）

○遊び（ほとんど成立しない） ○集団（

友だちを意識するが入れない） ○多動

（しかるとしばらくは落ちつける） ○医療・健康（特に問題はない）

② 児童番号No.13は、No.6と殆んど同程度である。

③ 児童番号No.23

○用便・食事（どうにか1人でできる）

○通学（行くときは友だち、帰りは1人）

○言語（殆んど反応しない）

○文字（書けない、読めない）

○数量（3つの具体数がわかる程度）

○理解（簡単なことはわかる。禁止程度）

○遊び、集団（友だちができず遊べない）

○多動、医療、健康（特に問題はない）

これらの児童は小学校へ就学する程度の心身障害の程度であるかどうかという事であるが、相談に当っては、学校教育法施行令に示されている精神発育の遅滞の程度及び昭和53年10月の文部省通達の「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」を基準として相談に当たった結果である。

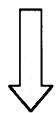
これらの3名は、相談時の希望とは違っていたが、相談結果に反発するという態度は示さなかった。

No.6は、東北の町、No.23は北陸の小さな町で、養護学校への通学が困難であり、寄宿舎に対する不安を持っているので、小学校就学

が適当な障害の程度とと思っているのではないようである。Na13は小学校の特殊学級に障害の程度がよく似た友だちが入学していることから特殊学級を希望しているのである。

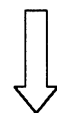
小学校へ就学が適当であると判断するには小学校の教育課程（知的能力，作業能力，学習能力）に適應できるかどうかを中心とし，教育管理（学校環境，生活行動）に問題がないかどうか及び教師の指導力を考慮した上で家庭環境（通学介助等）を十分に理解し合っ て，上述の文部省の通達等を尊重して判断をした結果である。保護者に対し，小学校へ就学するためには，身辺処理でどれだけの必要があるか，理解はどの程度なければこまるとか，学校生活でどれだけのことができればよいかというような友だちの中に参加する能力の有無という事とともに，今「この児童には，どんな指導が必要なのか」という事について保護者といっしょに考えるという態度を中心に当たった結果である。

当相談所に来て，数日間宿泊し，同じ悩みの保護者間の話し合いと各専門分野の親切的な相談指示等を受けた上での就学相談であったため，保護者とわれわれの間には，意見の相違は殆んどなく，問題は必要を満たす教育機関の配置にあるように思われた。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



I 研究の経過

1. 昭和 47 年度は, 学齢期に達するまでに,
就学等に関し, 利用した相談機関の実態
2. 昭和 48 ~ 49 年度は, 心身障害の種類程度に応じた受入教育機関の実態
3. 昭和 50 ~ 51 年度は, 就学猶予者の心身障害の種類程度と特殊教育諸学校に就学している児童との比較
4. 昭和 52 年度においては, 心身障害の程度と家庭環境と教育機関との関連について研究を行ってきた。